

## 優先評価化学物質を構成部分に含む塩の優先評価化学物質指定について（案）

平成29年1月31日

昨年10月の3省合同審議会では、優先評価化学物質に指定されている（1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル）ジホスホン酸（「HP」という。）を構成部分に含むカリウム塩（「KP」という。）について、新規化学物質の届出に基づき化審法第4条第1項の判定が行われたものの、その有害性情報及び暴露情報を用いたスクリーニング評価については、HPや一般化学物質であるナトリウム塩（NaP）との関係を十分整理できなかったため結論を出すことができなかった。

未公示新規化学物質KP、優先評価化学物質HP及び一般化学物質NaPは、水中で解離する物質であり、一般環境中における存在形態がほぼ同一の解離状態とみなされる。また、人毒性及び生態毒性についても同等性に関する知見が得られている。

また、KPは製造輸入が予定されている物質であり、NaPの製造輸入数量はHPよりかなり少ないものの、3物質は水処理剤として代替関係にあり、使用時における環境への排出経路が共通している。

このため、3物質を一つの評価単位として扱うこととする。また、KP及びNaPを優先評価化学物質に指定することとする。